

あさくちの学校園における 食物アレルギー対応



岡山天文博物館マスコットキャラクター

浅口市教育委員会
令和7年8月改訂

給食における食物アレルギー対応

	アレルギーとなる食品	停止できる食品
浅口市の給食対応食品	除去食提供 ①鶏卵(うずら卵を含む)  ②牛乳・乳製品  *パン、ヨーグルト等は持参となります。 ③えび  ④かに  ⑤いか 	 飲用牛乳
	給食に出さない ⑥ピーナッツ  ⑦くるみ  ⑧カシューナッツ  ⑨アーモンド  ⑩そば  ⑪キウイフルーツ 	
その他の食品	給食対応食品以外の食物アレルギーがある場合でも、対応基準を満たしている場合は、詳細な献立表・成分表等を確認することができます。一部弁当持参となります。	
対応基準	(1) 医師の診断によること ①アレルギーが特定できており、食物アレルギーが明確であること。 ②「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出すること。 (2) 家庭でも除去していること	
面談	必要	
学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)	必要	
給食センター ↓↑ 学校園 ↓↑ 保護者	○アレルギー対応表(毎月提出) ○アレルギー材料表 ○成分表 *調味料、パンの材料・配分割合など、年度当初に1回配布。追加分は月ごとに配布。 *年度末(3月末)に「成分表」は学校へ返却。	
提供方法	除去食専用容器に入れて提供	
その他	○毎年、継続申請が必要です。年度途中でも必要な手続きにより、対応変更できます。 ○アレルギーの状況が変わらない場合は、面談を省略することができます。 ○校種が変わる時は、面談が必要です。 ○既製品等の中には除去できないものもあります。その場合、弁当持参となります。 ○「めん」の製造過程で「卵・そば」のコンタミ(微量混入)の可能性あります。 ○ごく微量でも症状が出る重篤な場合は、弁当持参となります。 ○安全を最優先とし、施設や人員等の可能な範囲で対応します。	

食物アレルギー除去食対応の流れ

保護者

学校園

給食センター



1 〈調査表提出〉
除去食の希望

2 校園内食物アレルギー対応委員会

4 ○食物アレルギーに関する調査表
○家庭における除去食の程度
○学校生活管理指導表
(アレルギー疾患用)

提出

3 必要書類提出依頼

〈面談〉



5 ●保護者 ●学校園の代表者(校園長)・教頭・園長代理・給食主任・養護教諭 など
●給食センター(栄養教諭・管理栄養士など)

〈決定〉(浅口市教育委員会)

決定通知書の受理

6 浅口市食物アレルギー対策委員会 ●決定通知書作成・配付

8 家庭で
○アレルギー対応表
○アレルギー材料表
○成分表をもとに
食物アレルギー対応
を確認
当日の給食の確認

〈情報共有〉

○除去食対応者、毎日の除去食の確認
○緊急時の対応マニュアルの周知徹底
情報の共有化

7 〈献立表の作成・物資購入〉
○アレルギー対応表
○アレルギー材料表
○成分表の作成

11 〈職員室で受取・保管〉
給食時間まで保管
管理職(内容確認)

9 〈調理〉
除去食の調理
(内容確認)

12 〈児童・生徒受取〉
除去食の日、児童生徒は職員室に
除去食を受取りに行く(担任確認)
園は担任が受取りに行く

10 〈配送〉
学校のコンテナ室へ配送

14 〈年度末〉
成分表を学校園へ返却

13 〈担任の指導〉
誤配誤食に注意
食物アレルギーの説明・指導

〈日常的な研修〉
緊急時の対応研修

みんなと一緒に
食べられる給食



学校園における食物アレルギー対応

給食以外にも、学校園生活では「食に関する活動」があります

配慮が必要な活動、教材の例 ＊活動内容は学校園によって違います。

①調理実習



②工作・卵パック

・牛乳パック
・小麦粘土 等



③果物・野菜・豆の栽培・収穫



④製菓店・飲食店の職場体験



⑤社会科見学



⑥給食当番や給食の配膳・片付け



⑦清掃（調理室、食後の教室等）



⑧運動や体育



⑨宿泊先での食事



対応基準

(1) 医師の診断によること

・「学校生活管理指導表」(アレルギー疾患用)を提出すること。

(2) 家庭でも除去していること

学校生活管理指導表
(アレルギー疾患用)

必要

学校園
↓↑
保護者

○宿泊先等の食事の詳しい献立表
○おたよりなどでの情報提供 など

その他

○毎年、継続申請が必要です。
○必要な手続きを行うことで、年度途中での変更が可能です。
○安全を最優先とし、施設や人員等の可能な範囲で対応します。

学校給食は必要な栄養をとることだけでなく、「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を学ぶ役割も担っています。

浅口市では、食物アレルギーを有する子どもたちが、他の子どもたちと同じように給食時間を通じて、食べることの楽しさを味わってほしいと願い、保護者・学校園・給食センター・医師会・学校医・消防署などが連携しながら、食物アレルギーを有する子どもたちの安心安全のために、食物アレルギー対応を推進していきます。

ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

※小学校入学時においては、確実なアレルギー状況把握のため、食物アレルギーがある場合は、対応希望なしでも「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出していただきます。ご了承ください。

